

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	広 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	山 田 利 夫 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	後 藤 省 治 君
11 番	富 田 栄 次 君	12 番	栗 田 利 朗 君
13 番	丹 羽 豊 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	高 橋 伸 行 君	企画調整課長	木 下 誠 司 君
税 務 課 長	中 嶋 努 君	健康福祉課長	藤 塚 康 孝 君
住 民 課 長	北 村 嘉 彦 君	建 設 課 長	山 口 哲 司 君
産 業 課 長	太 田 宣 男 君	上下水道課長	立 川 昭 雄 君
会計管理者兼 会 計 課 長	衣 斐 修 君	消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君
教 育 課 長	和 田 満 君	学 校 教 育 課 長	木 全 豊 君
生涯学習課長	水 野 忠 宗 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 正 博	書 記	渡 部 善 充
書 記	森 田 唯		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第5号 平成29年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第3 議 第 48号 専決処分の承認について

日程第4 議 第 49号 平成29年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第5 議 第 50号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について

議 第 51号 垂井町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の全部改正

について

- 議 第 52 号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議 第 53 号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 54 号 平成30年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 55 号 平成30年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 第 56 号 平成30年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 請願第 1 号 政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（角田 寛君） おはようございます。

これより平成30年第 4 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から21日までの17日間といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、7番 中村ひとみ君、8番 安田功君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（角田 寛君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

開会中に陳情 3 件及び検査結果の報告が 2 件ありました。印刷してお手元に配付してありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第 2 報告第 5 号 平成29年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（角田 寛君） 日程第 2、報告第 5 号 平成29年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、報告第 5 号 平成29年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により、監査委員の審査意見をつけて議会に報告するものであります。

細部につきまして、総務課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） ただいま町長から報告がございました報告第5号 平成29年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、補足説明をさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、その意見をつけて議会に報告するとともに、住民に公表することが義務づけられております。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの率があり、この健全化判断比率により、健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の3つに区分され、早期健全化段階、財政再生段階になった場合には財政健全化を図ることとなっております。

それでは、本町の健全化判断比率について御説明をさせていただきます。

議案書及び資料をごらんください。

まず、1つ目の比率であります実質赤字比率、この比率は一般会計等、すなわち本町におきましては、一般会計及び不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。

垂井町の場合、実質収支は黒字であり、実質赤字というものはないわけでございますから、バー表示としております。

2つ目の比率である連結実質赤字比率、この比率は一般会計等及び公営事業会計の全会計、すなわち一般会計、特別会計、水道事業会計の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。

垂井町の場合、これらの会計の実質的な収支は黒字で資金不足は発生しておらず、結果、この連結実質赤字額もないわけでございますので、バー表示といたしております。

3つ目の比率である実質公債費比率、この比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、垂井町の場合、平成27年度から平成29年度までの3カ年の平均が2.8%で、早期健全化基準である25%をかなり下回っております。

4つ目の比率である将来負担比率、この比率は一般会計、特別会計、水道事業会計、さらに土地開発公社、本町が加入している一部事務組合も含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合でございます。本町の場合は24.7%であり、早期健全化基準である350%を大きく下回っております。

このように、平成29年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも基準を下回っておりますので、健全化段階と判断されるわけでございます。

しかし、基金残高、町債の今後の状況を踏まえれば、財政運営に当たってはこれまで以上の歳入確保、歳出削減に向けた取り組みが必要であると考えております。

次に資金不足比率でございますが、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率のことで、本町の場合は水道事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集

落排水事業特別会計のいずれの会計におきましても資金不足は生じておりませんので、バー表示としております。

しかし、今後も事業のさらなる推進や、施設の老朽化に対する対策について多額の費用を要することが見込まれるため、効率的な運用が必要であると考えているところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） ちょっとわからないところがありますので、お尋ねをしますので、お許しいただきたいと存じます。

まず、こういう比率につきまして計算がなされてくるわけなんですけれども、基本的には、標準財政規模が基本で計算がなされてくるわけなんです。標準財政規模の数値がちょっとわからないんです。

いわゆる計算の仕方につきましては、基準財政収入額から税とか交通安全対策特別交付金とかを差し引いて、さらにその0.75、それに譲与税とか交通安全対策特別交付金を足して標準財政規模を出すということになっておるわけなんですけれども、数字がわからないものですから、ちょっと足してみたんですけれども、どうも昨年の分とことしの分と、この比率がちょっと合わないんです、私は。それで、今すぐではなくて結構ですので、標準財政規模の出し方、どこから拾われたかというのを後ほど結構ですでお示しをいただければありがたいと存じます。

それからもう一点、将来負担比率が24.7、これは平均でありますけれども、総務課長は350より大きく下回っているというふうにおっしゃいましたが、昨年の負担比率は13.8でございました。昨年といいますと28年度ですね。

今回の平成29年は24.7ということで、10.9ポイントがプラスされております。要は、将来負担比率がふえてきておるわけでありまして、ここらあたりの原因が何かというのが知りたいのと、もう一点、申しわけないですが、公共下水道事業特別会計、資金不足比率は20ポイントを下回っておるということでございます。資金不足がないのでバー表示をとということではありますが、今回の議案の中で、監査委員さんのほうから決算審査の報告がまた後ほど上程されますが、その中で、監査委員さんの審査意見書の中にありますけれども、公共下水道につきましては実質収支は黒字であるが、一般会計からの繰入金によって保たれているということでありまして。

29年度の決算を見ますと、公共下水道事業会計は4億4,000万円、一般会計から繰り入れがされております。この4億4,000万円がもしなかったとしたらこの資金不足比率は幾らぐらいになるのか、ここらあたりをちょっとお聞きしたいんですけれども、今すぐとってはあれで

すのでわかる範囲だけお答えいただいて、後ほど結構ですので、またお知らせをいただきたいと存じます。以上です。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） ただいま山田議員からお尋ねがありました件について、答弁をさせていただきます。

まず1点目は、標準財政規模の算出根拠でございます。

2点目は、将来負担比率が昨年度13.8から本年度24.7に上がった理由。

それと3点目が、下水道の一般会計からの繰出金がない場合の負担比率でございますけれども、この下水道のことについては、後ほど計算をして御説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、この標準財政規模でございますけれども、標準財政規模は、大変失礼ですが、決算資料をお持ちでしたら、決算資料の1ページに近年の規模が書いてございます。平成29年度は59億8,580万9,000円という数字になっております。これは標準税収入と普通交付税、それと臨時財政対策債を合わせた額でもって標準財政規模としているわけでございますけれども、この標準税収入が42億6,179万5,000円でございます。普通交付税が12億8,159万4,000円、臨時財政対策債が4億4,242万円と、この平成29年度の数字はなっております。

このような算出根拠で求めた値でございますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、将来負担比率が上がった理由でございますけれども、将来負担比率につきましては、実は平成29年度には12億円ほどの起債を発行しております。これは垂井こども園、あと文化会館の空調の改修費などに起債を発行したものでございますけれども、この額が膨らんだことにより、将来的に負担をする率が高くなったというふうに私どもは見込んでおります。御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第3 議第48号 専決処分の承認について

○議長（角田 寛君） 日程第3、議第48号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第48号 専決処分の承認について提案理由を御説明申し上げます。

去る平成30年6月1日、午前9時20分ごろ、町内の病院駐車場におきまして町有自動車が後進する際に、駐車しておりました相手方自動車と接触し、破損させた事故について、平成30年6月26日、地方自治法第179条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） それでは、ただいま上程されました議第48号 専決処分の承認につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに事故の発生状況でございますけれども、去る6月1日の9時20分ごろでございます。博愛会病院の駐車場内におきまして接触事故を起こしたものでございます。

具体的には、町有自動車を病院駐車場に前向きに駐車し、バックで発進しハンドルを右に切った際、後部に注意が集中し、左前方の注意を怠ったことによりまして、左側に駐車してあった車両の左前方部分に接触し、損傷をさせた事故でございます。相手方の車両につきましては乗車されている方はなく、幸いにも人身事故には至りませんでした。なお、車両につきましては、左側前方の側面に20センチ程度の損傷を与えたところでございます。

相手方の損害でございますけれども、22万752円で、過失割合につきましては、事故発生状況に基づきまして、当方が100%全額支払うことで相手方の了解が得られましたので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして専決処分をさせていただきましたので、本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

今後、交通安全意識の徹底を図りまして安全運転に努めてまいりますので、何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

2番 広瀬隆博君。

〔2番 広瀬隆博君登壇〕

○2番（広瀬隆博君） このような事故が毎回起きるわけなんですけれども、今お聞きしておりますと、バックして事故されたということでございますが、前回も同じような事故があったように聞いております。

今後、また起きる可能性もあると思いますが、その対策について、具体的にどのようななさ

れるのか。例えばバックするときは、1人運転の場合は仕方ないんですけども、2人いられた場合は必ずバック誘導するとかというような対策ですね、とられるようにしていただきたいと思います。

また、安全運転管理者の方はどのような指導をされているか、また教えていただきたいと思っています。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） ただいま広瀬議員から、垂井町の職員の安全運転管理についてというような内容で、職員にどのように注意を促しているのか、あるいは安全運転管理者としてはどのような行動をしているのかというお尋ねでございました。

実は、垂井町におきましては総務課長、私でございますけれども、私が安全運転管理者でございます。副管理者は企画調整課長になっております。私も、交通安全協会が開催する講習に参加して、安全運転の心構えというものを研修してきております。

職員に対しましては、この安全運転管理者である総務課長から、本年4月2日に通知を出しておりまして、安全運転に心がける内容といたしましては、今議員が申されましたように、助手席に職員が乗る場合にはしっかりとサポートをするということで、例えば左折する場合とか右折する場合には、右よし、左よしの、例えば右側に運転した場合には左よしというような声を運転手にかけるとか、あるいは運転者自身も信号機とか踏切では、信号よし、踏切よしというような心の中で声をかけるというような内容の文書を出しているところでございます。

しかしながら、残念ながら、今回もこのような案件が発生してしまいました。今後、さらに職員には注意深くするような安全運転管理者としての周知といたしますか、徹底をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 今回の和解の損害賠償を求めることに関する専決処分につきましては、大変申しわけなく思っておりますし、またこういうことが続いておる現状を鑑みまして、これからはしっかりと、職員のほうを指導していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

公用車に限らず、通勤途中における事故等もあるような状況の中で、やはり日ごろから意識をいかに持たせるかということが大事かというふうに考えております。

これからまた、秋の交通安全運動等にも入っていきますし、そういった部分で、職員がやはり率先して安全運転ということを模範として示せるような態度というのを、これからはしっかりとっていきたいというふうに思いますし、またそういう指導もしていかなければならないと思います。

ただ、口頭で幾ら指導しても、どこかでこういう起きるということがありますので、今後も

気を緩めずにしっかりと対策をとっていきたいというふうに思いますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。今回は大変申しわけございませんでした。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第48号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

しばらく休憩いたします。

午前 9 時26分 休憩

午前 9 時36分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

日程第 4 議第49号 平成29年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

○議長（角田 寛君） 日程第 4、議第49号 平成29年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第49号 平成29年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について、提案理由を御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度垂井町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付するものであります。十分御審議の上、認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 決算についてお尋ねいたします。

決算につきましては審査し、また監査報告もあると思います。

決算で、この1年間の結果を次に生かすこととすれば、来年は改選期を迎えます。町としてこの決算をどのように受けとめ、どのように生かしていかれるおつもりか、特に政策面についてお尋ねいたします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の御質問にお答えをしたいというふうに思います。

29年度決算を受けて、どう受けとめて、どう生かしていくかという御質問でございましたけれども、監査委員の審査意見の最後に、まとめの中にもございますように、やはりこれから財源が厳しくなっていく中で、いかに財源を確保していくかということが大きな課題となってくるものというふうに思っております。

こういった意味におきまして、先般、離山の造成工事地鎮祭を行いましたけれども、新たな企業の呼び込み、あるいは既存企業の拡張等に、行政としてできる範囲でしっかりとした応援をしていき、税収を確保していく。そしてまた、これは全国的な課題でもございますけれども、人口減少にいかに立ち向かっていくか。減少するのはやむを得ないんですけども、減少する中で、いかに効率性のある行政運営をしていくかということが課題となってくると思います。

垂井町におきましては、公共施設等の更新時期を迎えておりまして、今後やはり、起債等を行う中で工事を行っていかねければならない。要するに、財源の確保が非常に難しい状況が来るというふうに思いますが、起債等もある部分しっかりとした計画の中でやっていきながら、将来に安定した町政運営をしていくための素地をつくっていきたいと考えておるところでございます。

財源の確保、それから効率的な運用というこの2つのことが我々に課せられた重要な使命であるというふうに認識をして、この決算をしっかりと生かしていきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第49号 平成29年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は11人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、太田佳祐君、広瀬隆博君、乾豊君、若山隆史君、山田利夫君、江上聖司君、安田功君、後藤省治君、富田栄次君、栗田利朗君、丹羽豊次君、以上11人を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11人の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前9時43分 休憩

午前9時44分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に栗田利朗君、副委員長に若山隆史君が互選されましたので、御報告いたしておきます。

-
- 日程第5 議第50号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について
議第51号 垂井町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について
議第52号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第3号）
議第53号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第54号 平成30年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第55号 平成30年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
議第56号 平成30年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）
-

○議長（角田 寛君） 日程第5、議第50号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正についてから議第56号 平成30年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第50号から議第56号までを一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず議第50号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第51号 垂井町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の全部改正につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域活動支援センターとして、現在運営をしておりますけやきの家に移転し、事業内容を同法に規定する障害福祉サービスを行うための事業所へ移行することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第52号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ6,269万5,000円を追加し、予算総額を100億5,986万9,000円とするものであります。

補正いたしますのは、職員の異動に伴います人件費の措置を行うほか、総務費では、徴税費におきまして、地方税共通納税システム対応業務に係ります委託料につきまして増額措置を行いました。

民生費では、社会福祉費におきまして、福祉医療費助成事業補助金の過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料と介護認定審査会特別会計への繰出金につきまして、それぞれ増額措置をいたしました。また、介護保険特別会計への繰出金につきましては、減額措置を行ったところでございます。

衛生費では、清掃費におきまして施設管理嘱託員に係ります報酬及び共済費につきまして、それぞれ減額措置を行いました。

商工費では、ふれあい垂井ピア推進協議会補助金に係ります負担金、補助及び交付金を、また関ヶ原古戦場統一看板設置工事に係ります工事請負費につきまして、それぞれ増額措置を行いました。

土木費では、道路橋りょう費におきまして道路新設改良測量設計業務・用地測量業務に係ります委託料、道路・舗装・路側改良工事に係ります工事請負費、土地購入費に係ります公有財産購入費につきまして、それぞれ増額措置をいたしました。

また、都市計画費におきましては、ブロック塀等撤去費補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置を行ったところでございます。

教育費では、小学校費におきまして、各小学校空調設備設置工事設計業務に係ります委託料につきまして増額措置をいたしました。また、中学校費におきましては、各中学校施設修繕に係ります需用費と、小学校と同じく各中学校空調設備設置工事設計業務に係ります委託料につきまして、それぞれ増額措置を行ったところでございます。

社会教育費におきましては、施設管理嘱託員に係ります報酬並びに共済費のうち、社会保険料及び労働保険料につきまして、それぞれ減額措置をいたしました。財源につきましては、県

支出金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

続きまして、議第53号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ274万円を追加し、予算総額を29億274万円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして職員の異動に伴います職員手当等及び共済費につきまして、それぞれ増額措置をいたしました。

諸支出金では、償還金及び還付加算金におきまして、過年度療養給付費交付金返還金に係ります償還金、利子及び割引料につきまして、増額措置をいたしました。財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

次に、議第54号 平成30年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ32万1,000円を追加し、予算総額を12億4,032万1,000円とするものであります。

補正いたしますものは、公共下水道費におきまして職員の異動に伴います給料、職員手当等及び共済費につきまして増額措置を行ったところでございます。財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図っております。

議第55号 平成30年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ288万2,000円を追加し、予算総額を1,438万2,000円とするものであります。

補正いたしますものは、認定審査費におきまして職員の異動に伴います給料、職員手当等及び共済費につきまして、それぞれ増額措置を行いました。財源につきましては、分担金及び負担金と繰入金により収支の均衡を図った次第であります。

最後に、議第56号 平成30年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は予算総額の変更はなく、歳入予算の予算内の補正及び歳出予算の財源を更正するものであります。

補正いたしますものは、国庫支出金では、国庫補助金におきまして介護保険制度改正等システム改修補助金に係ります介護保険事業費補助金の増額措置をいたしますとともに、この歳入予算の増額分に伴いまして、繰入金の一般会計繰入金におきまして事務費等繰入金の減額措置をいたしました。

この歳入予算の補正に伴いまして、歳出予算では、総務費の総務管理費におきまして財源の更正をいたしたところでございます。

以上、細部につきまして、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 税務課長 中嶋努君。

〔税務課長 中嶋努君登壇〕

○税務課長（中嶋 努君） 税務課の所管に係ります議第50号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、それに伴い条例の改正をお願いするものであります。

今回の主な改正としましては、個人所得課税の見直し、地方税の電子化で大法人の法人住民税等に係る電子申告の義務化、町たばこ税の税率を、平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日の3段階で引き上げるもの、加熱式たばこについて、課税方式の見直しを平成30年10月1日から平成34年10月1日まで段階的に移行するものであります。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案とあわせて、新旧対照表の1ページをごらんください。

改正条文は6条建てとなっております。

町民税の納税義務者等について定めております第23条の改正規定につきましては、文言の整備を行いますとともに、第48条の改正に伴う規定の整備を行うものであります。

個人の町民税の非課税の範囲について定めております第24条の改正規定につきましては、第1項では非課税措置の対象となる障がい者、未成年、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を10万円引き上げ、135万円以下とするもの、第2項では「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、10万円引き上げるものです。

所得控除について定めております第34条の2の改正規定につきましては、基礎控除について、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除の適用ができないことに改めるものであります。

調整控除について定めております第34条の改正規定につきましては、文言の整備を行いますとともに、第34条の2の改正に伴い、調整控除について前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、調整控除を適用しないことに改めるものであります。

町民税の申告について定めております第36条の2の改正規定につきましては、年金所得に係る配偶者特別控除の申告要件の規定の整備を行うものであります。

法人の町民税の申告納付について定めております第48条の改正規定につきましては、第10項から第13項について、資本金1億円超の普通法人等に対して、申告書、電子情報処理組織による提出義務についての規定を新たに定めるものであります。

次に新旧対照表の5ページとなります。

製造たばこの区分について定めております。

第92条の改正規定につきましては、製造たばこの区分を新たに創設するものであります。

町たばこ税の納税義務者等について定めております第92条につきましては、条ずれを改めるものであります。

製造たばことみなす場合について定めております第93条の2の改正規定につきましては、みなし製造たばこに係る規定を申請するものであります。

たばこ税の課税表示について定めております第94条の改正規定につきましては、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻たばこに換算する方式とするなどの規定を整備するものであり、平成30年10月1日から平成31年9月30日までについて規定するものです。

たばこ税の税率について定めております第95条の改正規定につきましては、平成30年10月1日から平成32年9月30日までのたばこ税の税率について定めるものであります。

たばこ税の課税免除について定めております第95条の2の改正規定につきましては、92条の条ずれに伴い、改めるものであります。

たばこ税の申告納付の手続について定めております第95条の4の改正規定につきましては、第94条の改正に伴う規定の整備を行うものであります。

次に制定附則の改正であります。

新旧対照表の11ページとなります。

個人の町民税の所得割の非課税の範囲等について定めております附則第5条の4の改正規定につきましては、所得割非課税限度額の引き上げを改めるものであります。

優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の特例について定めております附則第16条の2の改正規定につきましては、租税特別措置法の改正に伴う条ずれを改めるものであります。

次に第2条の改正規定につきましては、たばこ税の課税標準について定めております第94条の改正規定につきましては、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの加熱式たばこの課税標準の換算する方法について規定するものであります。

附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について定めております附則第9条の2の改正規定につきましては、地方税法の引用条項のずれを改めるものであります。

次に第3条の改正規定につきましては、たばこ税の課税標準について定めております第94条の改正規定につきましては、平成32年10月1日から平成33年9月30日までの加熱式たばこの課税標準の換算する方法について規定するものであります。

たばこ税の税率について定めております第95条の改正規定につきましては、平成32年10月1日から平成33年9月30日までのたばこ税の税率について定めるものであります。

次に第4条の改正規定につきましては、たばこ税の課税標準について定めております第94条の改正規定につきましては、平成33年10月1日から平成34年9月30日までの加熱式たばこの課税標準の換算する方法について規定するものであります。

たばこ税の税率について定めております第95条の改正規定につきましては、平成33年10月1日以後のたばこ税の税率について定めるものであります。

次に第5条の改正規定につきましては、製造たばことみなす場合について定めております第

93条の2の改正規定につきましては、平成34年10月1日以後の加熱式たばこについて規定するものであります。

たばこ税の課税標準について定めております第94条の改正規定につきましては、平成34年10月1日以後の加熱式たばこの課税標準の換算する方法について規定するものであります。

次に第6条の改正規定につきましては、平成27年に制定されました垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

附則第6条の改正規定につきましては、平成27年度改正において、3級品紙巻たばこについて経過措置を講じて、段階的に税率を引き上げることとしたところです。この経過措置について、今回のたばこ税率の引き上げに伴い、平成31年4月1日に行うこととされている税率の引き上げを同年10月1日に延長することとし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日までに適用するものであります。

また、この改正に伴い、平成31年4月1日の税率引き上げの際に実施することとしていた手持品課税を平成31年10月1日の税率引き上げの際に実施することとし、この手持品課税に係る税率もあわせて引き上げるものです。

次に、この改正条例の附則であります。

議案書の7ページとなります。

第1条で施行期日を平成30年10月1日とし、ただし各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものです。

具体的条項については改め文に示すとおりでございます。

第2条では、今回の改正に伴い、町民税に関する経過措置を定めております。

第3条では、たばこ税に関する経過措置を定めております。

第4条では、今回の改正に伴います手持品課税に係るたばこ税を定めております。

第1項では、税率引き上げ実施日である平成30年10月1日における販売のために処理するたばこが2万本以上の大口販売業者等及び小売販売業者に対して税率引き上げ額を課税する、いわゆる手持品課税について規定し、その税率は1,000本につき430円とするものです。

第2項では申告する期限を平成30年10月31日とし、第3項では納付する期限を平成31年4月1日までとするものです。

第4項では、手持品課税に係る規定は、条例第90条延滞金、第95条の4第4項修正申告及び第5項修正申告に係る納付、第95条7不申告に関する過料、第96条不足税額の納付に手続を適用するものとし、表の左欄に掲げる各条項に係る中欄の字句をそれぞれ、右欄に掲げる字句に読みかえるものです。

第5項では、販売契約の解除その他やむを得ない理由による返還たばこに係る控除または還付についての規定を定めるものであります。

第5条では、今回の改正に伴います手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置を定めております。

第6条では、町たばこ税に関する経過措置を定めております。

第7条では、税率引き上げ実施日である平成32年10月1日における手持品課税について定めており、第1項では、その税率は1,000本につき430円とするものです。

第2項では申告する期限を平成32年11月2日とし、第3項では納付する期限を平成33年3月31日までとするものです。

第4項では、手持品課税に係る規定は、延滞金、修正申告及び修正申告に係る納付、不申告に関する過料、不足税額の納付手続を適用するものです。

第5項では、還付たばこに係る規定を定めるものです。

第8条では、町たばこ税に関する経過措置を定めております。

第9条では、税率引き上げ実施日である平成33年10月1日における手持品課税について定めており、第1項では、その税率を1,000本につき430円とするものです。

第2項では申告する期限を平成33年11月1日とし、第3項では納付する期限を平成34年3月31日までとするものです。

第4項では、手持品課税に係る規定は、延滞金、修正申告及び修正申告に係る納付、不申告に関する過料、不足税額の納付手続を適用するものです。

第5項では、返還たばこに係る規定を定めるものです。

以上、議第50号の補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） それでは、ただいま上程されました議案の補足説明をする前に、一言おわびを申し上げます。

本日提出いたしました議案に、一部字句の誤りがございました。本日、お手元に正誤表を配付させていただきましたので、ここに訂正しましておわびを申し上げる次第でございます。大変申しわけございませんでした。

それでは、議第51号 垂井町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の全部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、けやきの家を旧垂井西保育園へ移転し、事業形態を地域活動支援センター事業から生活介護事業と就労継続支援B型事業へ移行することに伴いまして、条例の改正をするものでございますけれども、改正内容が広範囲にわたることから、条例の全部改正をお願いするものでございます。

また、本条例では、けやきの家の設置や管理、指定管理者に関する事項について定めるもので、初めに題名でございますけれども、垂井町障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例と定めます。

次に、条文の説明をさせていただきます。

第1条では設置規定を定め、第2条では、具体的な名称を垂井町福祉事業所けやきの家とし、位置につきましては、旧垂井西保育園と同様に垂井町1369番地の1と定めております。

第3条では、けやきの家で実施する事業といたしまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、一般的には障害者総合支援法と略称されておりますけれども、この法律に規定します障害福祉サービスのうち、第1号では生活介護に関する事業を、第2号では就労継続支援B型に関する事業を、第3号ではその他の事業について定めております。

第4条では、利用対象者についてですけれども、第1項では町内に住所を有する者で、障害者総合支援法第22条第8項の障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者とします。基本的には第1項の対象者を原則といたしますけれども、例外的な対象者といたしまして、第2項では身体障害者福祉法や知的障害者福祉法に規定する措置者などを定めております。

第5条では、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、けやきの家の管理を指定管理者に行わせるための根拠規定として定めております。

第6条では、指定管理者の指定の手續についてですけれども、既に垂井町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例が定めておることから、同条例により行うことについて定めております。

第7条では、指定管理者が行う業務として、第1号の生活介護事業や就労継続支援B型事業の実施に関する業務から、第5号の町長が必要と認める業務までの5つの業務について定めております。

第8条では、指定管理者が行う管理の基準についてですが、関係する法令や例規などに従いまして、行わなければならないことについて定めております。

第9条では、利用の承認についての手續や一般的な基準について定めております。

第10条では、利用の取り消しや停止等の一般的な基準を定めております。

第11条では、利用者が指定管理者に支払う利用料金について定めております。

第1項第1号では、障害者総合支援法第29条第3項に基づく利用者負担額について定め、第2号では、同法第29条第1項に規定する特定費用として食費などの実費負担分について定めるものでございます。

第2項では、地方自治法第244条の2第8項の規定によりまして、利用料金については指定管理者の収入とし、第3項では利用料金の減免について定めてございます。

第12条では、設備などを壊されたときの損害賠償等について、第13条では、委任について定めております。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月から施行させていただくものでございます。

また、第2項では、施行日前でも指定管理者の指定の手續など必要な準備行為はできるものとしております。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） ただいま上程されております議第52号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,269万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を100億5,986万9,000円といたすところでございます。

第2項、補正いたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。お目通しをいただきたいと存じます。

それでは、細部について御説明をさせていただきます。

歳出でございますが、事項別明細書7ページをお開きいただきたいと思います。

款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費でございます。

来年10月から運用が開始される地方税共通納税システムへの対応に向けてシステム改修が必要となったため、節13委託料において308万5,000円の増額をするものでございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。

岐阜県福祉医療費助成事業補助金の精算による返還金として、節23償還金、利子及び割引料において、1,409万9,000円の増額をするものでございます。

また、同じく目10介護福祉費で、介護認定審査会特別会計における不破郡介護認定審査会の事務に従事する職員の異動に伴い194万5,000円の増額を、介護保険特別会計において介護保険制度改正システム改修に国庫補助金が交付されることとなったため、財源調整を行うために131万5,000円の減額をし、これら2つの特別会計の増減に伴い、節28繰出金63万円を増額するものでございます。

次に、款3民生費、項2児童福祉費、目2児童福祉施設費でございますが、垂井こども園の開設に伴い、幼稚園の数及びクラスが減少する中で、幼稚園教諭が減少し、保育士の数が増加したため人件費を増額するもので、節2給料が929万8,000円、節3職員手当等が515万7,000円、節4共済費が433万2,000円、それぞれ増額するものでございます。

8ページをごらんください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目6保健センター費でございますが、人事異動による保健センター職員の増に伴う人件費の増額で、節2給料で477万5,000円、節3職員手当等で192万3,000円、節4共済費で112万円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費でございます。

クリーンセンター施設管理嘱託職員を配属しなかったことによる人件費の減額で、節1報酬で204万円、節4共済費で25万円、それぞれ減額するものでございます。

次に、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費でございますが、今年度開催されるふれあ

い垂井ピアが、関ヶ原町で開催されるイベントと連携するために、ふれあい垂井ピア推進協議会に対する補助金を増額するもので、節19負担金、補助及び交付金150万円を増額するものでございます。

また、同じく目3観光費では、関ヶ原合戦に関係する史跡を案内する統一看板を設置するための費用として、節15工事請負費48万7,000円の追加をするものでございます。

なお、これら2つの事業に関しましては、全額県補助金が交付されます。

9ページをごらんください。

款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費でございますが、新たに建設課に再任用職員を採用したことによる人件費の増額でございます。節2給料で305万1,000円、節3職員手当等で94万3,000円、節4共済費で89万円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、款8土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費でございますが、府中3号線道路改良工事、表佐2-14号線路側改良工事を実施するものでございます。節13委託料では、府中3号線道路改良工事に伴います測量設計業務・用地測量業務に係る費用として36万7,000円、節15工事請負費では、これら2つの工事費として760万円、節17公有財産購入費においては、府中3号線道路改良工事に伴います道路敷地の拡幅に係る用地購入費を57万円、それぞれ増額するものでございます。なお、これらの工事箇所につきましては、配付資料の中に図面を添付しておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。

次に、款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費でございますが、地震などによるブロック塀の倒壊を未然に防ぐため、危険なブロック塀の撤去を促すために、撤去に要する費用の一部を1件当たり10万円を限度として補助するもので、節19負担金、補助及び交付金200万円を追加するものでございます。

10ページをごらんください。

款10教育費、項2小学校費、目3学校建設費でございますが、各小学校の教室に空調設備を設置するに当たり、その設計業務を委託するもので、節13委託料1,196万1,000円を追加するものでございます。

次に、款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費でございますが、中学校施設の修繕料が不足したため、節11需用費100万円を増額するもの、また同じく目3学校建設費においては、小学校費と同様に、各中学校の教室に空調設備を設置するに当たり、その設計業務を委託するもので、節13委託料516万9,000円を追加するものでございます。

次に、款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費でございますが、款3民生費のところでも御説明申し上げましたとおり、垂井こども園の開設に伴い、幼稚園の数及びクラスが減少する中で幼稚園教諭が減少したため、その人件費を減額するもので、節2給料が1,400万円、節3職員手当等が750万円、節4共済費が350万円、それぞれ減額するものでございます。

次に、款10教育費、項5社会教育費、目6文化会館費でございますが、文化会館施設管理嘱託員の配属をやめて、新たに再任用職員を配置したことから人件費を増額するもので、節1報

酬では嘱託職員分の204万円を減額、節2給料では再任用職員分の280万7,000円の増額、節3職員手当等では再任用職員分の64万2,000円を増額し、節4共済費では再任用職員分の共済組合負担金90万円を増額し、嘱託職員分の社会保険料31万円と労働保険料2万4,000円を減額し、合わせて56万6,000円の増額とするものでございます。

また、目10タリイピアセンター費においても、文化会館費と同様に、タリイピアセンター施設管理嘱託職員の配属をやめて新たに再任用職員を配置したことから人件費を増額するもので、節1報酬では嘱託職員分の204万円を減額、節2給料では再任用職員分の314万円の増額、節3職員手当等では再任用職員分の75万4,000円を増額し、節4共済費では再任用職員分の共済組合負担金を94万円増額し、嘱託職員分の社会保険料22万6,000円と労働保険料2万4,000円を減額し、合わせて69万円の増額とするものでございます。

12ページをごらんください。

款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費でございますが、朝倉運動公園管理事務所に新たに再任用職員を配置したことから人件費を増額するもので、節2給料で321万3,000円、節3職員手当等で116万6,000円、節4共済費で113万円をそれぞれ増額するものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

6ページをごらんください。

款14県支出金、項2県補助金、目6商工費県補助金でございますが、節1商工費県補助金においては、本年度実施されるふれあい垂井ピアが関ヶ原町で実施されるイベントと連携を図ることで広域観光環境整備事業費補助金が交付されますことから、150万円を追加するものでございます。また、節2観光費県補助金においては、関ヶ原合戦に関する史跡を案内する統一看板を設置するために、その費用として同じく広域観光環境整備事業費補助金が交付されますことから、48万7,000円を追加するものでございます。

以上が歳入の説明でございます。

なお、13ページ、14ページには給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

以上、議第52号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第3号）の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 私からは、住民課所管に係ります議第53号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274万円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億274万円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 3 職員手当等で93万4,000円を、節 4 共済費で12万円をそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。これは、職員の異動に伴います人件費の増額分でございます。

次に、款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 償還金及び還付加算金、節 23 償還金、利子及び割引料で168万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、平成29年度の療養給付費等の交付金の額が確定したことに伴いまして、既交付額が超過となりましたので還付をいたすものでございます。

続きまして、5 ページでございます。

歳入でございます。

款10繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 繰越金で274万円の増額補正をお願いするものでございます。この繰越金によりまして、収支の均衡を図ったものでございます。

なお、7 ページには給与費明細書を掲載させていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） 私のほうからは、上下水道課が所管いたします議第54号 平成30年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、職員の異動に伴います人件費の増額をお願いするものでございます。

議案書の表紙でございます。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ32万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,032万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の 6 ページをごらんください。

款 1 公共下水道費、項 1 公共下水道費、目 3 浄化センター費でございます。

節 2 給料で14万1,000円、節 3 職員手当等で15万5,000円、節 4 共済費で 2 万5,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入ですが、5 ページをごらんください。

款 7 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 前年度繰越金で32万1,000円を増額いたしまして1,632万1,000円とするもので、前年度の繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

なお、7 ページに給与費明細書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 藤塚康孝君。

〔健康福祉課長 藤塚康孝君登壇〕

○健康福祉課長（藤塚康孝君） それでは、健康福祉課所管に係ります議第55号 平成30年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）と議第56号 平成30年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

初めに、議第55号 平成30年度不破郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）でございます。

議案書の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ288万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,438万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして説明させていただきます。

まずは6ページの歳出をごらんいただきたいと思っております。

款1 認定審査費、項1 認定審査費、目1 認定審査費でございますが、担当職員の人事異動に伴いまして不足いたします節2の給料148万8,000円と、節3の職員手当等99万4,000円と、節4の共済費40万円の合計288万2,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、5ページの歳入をごらんいただきたいと思っております。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 認定審査費負担金、節1 認定審査費負担金でございます。これは、関ヶ原町からの負担金93万7,000円を増額し、次にその下、款3 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 一般会計繰入金につきましては、垂井町分の負担金194万5,000円を増額し、一般会計から繰り入れるものでございます。

なお、7ページの職員の給与費明細書につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議第56号 平成30年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

議案書の第1条でございますが、予算総額の変更はなく、歳入予算内の補正及び歳出予算の財源を更正するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

まずは5ページの歳入をごらんいただきたいと思っております。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 介護保険国庫補助金、節1 介護保険事業費補助金131万5,000円の増額でございますが、今年度、業務委託契約いたしました介護保険制度改正に係るシステム改修業務の補助金の内示がございましたので、契約金額263万880円の2分の1相当分を受け入れるものでございます。

次にその下、款9 繰入金、項1 一般会計繰入金、目2 事務費等繰入金、節1 事務費等繰入金131万5,000円の減額でございますが、これは介護保険事業費補助金の受け入れに伴いまして、同額を減額するものでございます。

続きまして、6ページの歳出をごらんいただきたいと思います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、これは国庫支出金の交付に伴いまして、財源の更正を行わせていただきました。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第50号から議第56号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定いたしました。

日程第6 請願第1号 政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する
請願

○議長（角田 寛君） 日程第6、請願第1号 政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号は、総務産業建設委員会に付託いたします。

引き続きまして、日程第2、報告第5号におきまして、山田議員から質疑があった件につきまして答弁を求めます。

総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 報告第5号 平成29年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての中で、山田議員からお尋ねのありました質問にお答えできなかったものですから、改めてここで答弁をさせていただきます。

質問の内容は、資金不足比率報告の中で、公共下水道事業特別会計に係る分でございます。

公共下水道事業特別会計には、一般会計から相当な金額を繰り出しているが、それがなかった場合にこの比率はどうなるのかという内容でございました。

それでは、答弁をさせていただきます。

平成29年度の公共下水道事業会計の実質収支は、2,384万9,000円の黒字でございます。しかし、この中には議員からお話がありましており一般会計からの繰入金ですね、この会計からいいますと繰入金があります。その額が平成29年度におきましては4億4,331万円でございます。したがって、これがなかった場合の資金不足額ですけれども、資金不足額はマイナスの4億1,946万1,000円となるわけでございます。

この資金不足比率は、事業費と不足額の比率でございますので、この事業費というのが2億

200万3,000円でございます。これを計算しますと、資金不足比率というのが207.6%となります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午前10時43分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

会議録署名議員 中 村 ひ と み

会議録署名議員 安 田 功